

民間事業者の皆さまへ

ネーミングライツパートナー (施設命名権者) 募集!!



会社をPRしたいけど、
良い方法はないか…

鳥取県やSDGsに貢献する
活動はないかな…



ネーミングライツ
のHPIはコチラ

企業の知名度向上や地域・SDGsに貢献する
ネーミングライツを始めてみませんか？



ネーミングライツパートナーとは？



県有施設の知名度向上や運営財源の確保等を目的として、施設にふさわしい愛称を付けることができる権利(ネーミングライツ)を取得するネーミングライツパートナー(施設命名権者)を募集中です。

どんなメリットがあるの？

知名度向上!!

施設来場者や各種イベントの報道等により、企業名をPRできます。

※敷地内サイン、パンフレット、ホームページ、道路標識(道路管理者が認める場合に限り)等で愛称をPR

UP!

社会的

イメージアップ!!

公共施設への経済的支援を行う地域貢献企業として、社会的なイメージアップに繋がります。

UP!

SDGsに貢献!!

ネーミングライツ料は施設の維持管理運営費に活用されます。

※施設の維持管理やサービス向上に活用されます



まずは、お気軽にお問い合わせください。
(裏面もあります。)



お問い合わせ

鳥取県 総務部 行政体制整備局 行財政改革推進課

TEL:0857-26-7766 FAX:0857-26-7616

電子メール:gyouzaisei-kaikaku@pref.tottori.lg.jp

ネーミングライツパートナー募集概要

対象者	命名条件
県広告事業実施要綱の規制業種及び事業者に該当しない法人 ○暴力団関係事業者 ○風俗営業 ○鳥取県の税の滞納がある事業者 など	○施設の設置目的がイメージできること。 ○公共施設にふさわしい愛称であること。 ※施設によっては指定した文言を入れていただく場合があります。 ※原則、契約期間中に愛称変更はできません。
契約期間	名称変更箇所
原則、3年間以上とします。なお、契約更新時には優先交渉権を付与します。	敷地内サイン、パンフレット、ホームページ、道路標識(道路管理者が認める場合に限りです)
費用負担	
ネーミングライツ料、愛称使用に伴う経費(看板、敷地内サインの書き換え費用等)、契約期間終了後の原状回復経費は、ネーミングライツパートナー様にご負担いただきます。 ※パンフレット等の印刷物やHPの表示変更は県や指定管理者にて実施します。	

決定までの流れ

応募意向を示された施設を公募し、提案金額や期間等を総合的に判断してネーミングライツ(NR)パートナーを決定します。

※公募のため、応募意向を示した方以外の方と契約する場合があります。(複数の応募がある場合)



導入検討施設例

以下施設は一例です。この他の施設等詳細については、[鳥取県 ネーミングライツ 検索](#) とりネット(<https://www.pref.tottori.lg.jp/285685.htm>)をご覧ください。

東
部



とっとり賀露かになこ館

中
部



倉吉体育文化会館

西
部



夢みなとタワー